

鳥取県告示第 896 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取ショッピングシティ
鳥取市天神町 1 ほか

2 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 出入口の数 変更前 3 か所

変更後 4 か所

(2) 位置 6 の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成 19 年 10 月 11 日

4 変更する理由

来客の利便性向上のため

5 届出年月日

平成 19 年 10 月 9 日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 19 年 10 月 26 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
鳥取市尚徳町 116
鳥取市経済観光部産業振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。